

建設省厚第50号

昭和45年12月10日

最終改正 令和2年10月1日 国会公契第13号

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領

(目的)

第1 地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。以下同じ。)の所掌する測量、建設コンサルタント業務(土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負、又は受託を行う業務をいう。以下同じ。)、地質調査業務(地質又は土質について調査し、及び計測し、並びに解析し、及び判定することにより、土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。以下同じ。)等の請負契約を締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについては、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「令」という。)、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令(昭和55年大蔵省令第45号)、国土交通省所管会計事務取扱規則(平成13年国土交通省訓令第60号。以下「規則」という。)その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(一般競争参加資格)

第2 地方整備局の長(以下「部局長」という。)は、規則第34条第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格(以下「一般競争参加資格」という。)を定めるときは、次の各号によるものとする。

一 次のイからホまでに掲げる者でないこと。

イ 令第70条に該当する者

ロ 令第71条第1項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

ハ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

ニ 第4の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

ホ 営業に関し法律上必要な資格を有しない者

二 次のイからニまでに掲げる項目について、別に定めるところにより算定する総合点数を付与すること。

イ 定期又は随時の一般競争参加資格審査(規則第34条第4項の規定による一般競争参加資格の審査をいう。以下同じ。)の申請をする日の直前の事業年度の終了日(以下「審査基準日」という。)の直前2年の各事業年度の希望業種区分(当該申請に係る一般競争に参加を

- 希望する業種区分をいう。以下同じ。)ごとの年間平均実績高
- ロ 審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額
 - ハ 審査基準日における業種区分ごとの有資格者(業種区分に応じ、別表1の有資格者の欄に掲げる者をいう。)の数
 - ニ 審査基準日までの営業年数

(業種区分)

第3 一般競争参加資格審査の業種区分は次の各号に掲げるものとする。

- 一 測量
- 二 建築関係建設コンサルタント業務
- 三 土木関係建設コンサルタント業務
- 四 地質調査業務
- 五 補償関係コンサルタント業務

(一般競争参加資格審査の実施)

第3の2 一般競争参加資格審査は、2年に1回定期の一般競争参加資格審査を行うほか、随時に行うものとする。

(一般競争参加資格審査の資格審査申請書等)

第4 部局長は一般競争参加資格審査の申請をする者(以下「申請者」という。)に対し、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)(以下「資格審査申請書」という。)(様式1)を提出させるものとする。

2 資格審査申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- 一 業態調書(様式2)
 - 二 営業所一覧表(様式3)
 - 三 技術者経歴書(様式4)
 - 四 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書(不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)第53条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第52条の規定による改正前の商業登記法(昭和38年法律第125号)に規定する商業登記簿謄本を含む。)又はこれの写し(様式5)
 - 五 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はこれの写し(様式6)
 - 六 申請者が法人である場合においては、審査基準日の直前一年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表、個人である場合においては、審査基準日の直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書(様式7)
 - 七 納税証明書の写し(申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。)別紙第9号書式(その3)又は(その3の2)、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式(その3)又は(その3の3))
ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合(係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要)は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類
- 3 申請者がインターネットを使用して申請する場合(以下「インターネット方式」という。)は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、申請案内ホームページから資格審査用データを別添の

入力画面上において作成し、送信させ、前項第四号から第七号までに掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする。

なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、前項第七号に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受け付けることができるものとする。

- 4 第2項の場合において、申請者が次の各号に掲げる者であるときは、当該各号に定める書類をもって第2項第四号及び第五号に掲げる書類並びに同項第三号及び第六号に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができるものとする。

- 一 測量業者(測量法(昭和24年6月3日法律第188号)第55条の5第1項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。)

測量法第55条の8に規定する書類の写し

- 二 建設コンサルタント登録業者(建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)

建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し

- 三 地質調査業登録業者(地質調査業者登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第718号)第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)

地質調査業者登録規程第7条に規定する現況報告書の写し

- 四 補償コンサルタント登録業者(補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)

補償コンサルタント登録規程第七条に規定する現況報告書の写し

(資格審査申請書等の提出時期)

- 第5 資格審査申請書又は資格審査用データの提出時期は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 定期の一般競争参加資格審査にあつては、当該審査の認定をする年の前年の12月から当該審査の認定をする年の1月までの間で部局長が定める期間
- 二 随時の一般競争参加資格審査にあつては、随時

(資格審査申請書の提出方法等)

- 第5の2 第4第1項の規定による提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかによるものとする。

- 一 文書持参方式(定期の一般競争参加資格審査を除く。)
- 二 文書郵送方式(定期の一般競争参加資格審査においてはインターネット方式では対応していない申請に限る。)

- 2 インターネット方式による場合における第4第2項第四号から第七号までに掲げる書類の提出は、郵送によるものとする。

- 3 第4第1項の規定による提出は、申請者が2以上の部局長による一般競争参加資格審査を希望するときは、当該申請者の本社(本店)の所在地を受付担当部局(別表2に掲げるところによるものとする。第12第3項において同じ。)とする部局長に対して行わせるものとする。

(一般競争参加資格審査)

- 第6 部局長は、規則第34条第4項の規定により申請者の一般競争参加資格審査を行なうときは、次の各号によるものとする。

- 一 第2第一号に定める資格を有しない者については、一般競争参加資格がないと認定する。
- 二 前号に掲げる者以外の者については、希望業種区分ごとに、第2第二号の総合点数の高点順(同点の場合は、年間平均実績高の順)に配列し、当該業種区分における順位を付して一般

競争参加資格があると認定する。

(審査会)

第7 部局長は、一般競争参加資格審査の予備審査を行なうため、競争参加資格審査会(以下「審査会」という。)を設けるものとする。

2 審査会の会長は部局長とし、審査員は、当該部局の職員の中から部局長が指名した者とするものとする。

3 審査会は2年に1回定期の審査会の会議を開くものとし、会長が必要と認めるときは、随時、審査会の会議を開くことができるものとする。

4 審査会の会議は会長が招集するものとし、会長及び審査員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないものとする。

(一般競争参加資格の有効期間)

第8 第6の規定により認定した一般競争参加資格の有効期間は、その認定の日から次期の定期の一般競争参加資格審査に基づく一般競争参加資格の有効期間の開始日の前日までとする。

(有資格業者名簿の様式)

第9 部局長は、規則第34条第4項の規定により名簿を作成するときは、有資格業者名簿(様式特2)により行うものとする。

(有資格業者名簿等の送付)

第10 部局長は、第9の有資格業者名簿を作成したときは、当該部局所属の支出負担行為担当官、代理支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官(以下「支出負担行為担当官等」という。)並びに国土交通省大臣官房会計課長に当該名簿を送付するものとする。

(一般競争参加資格認定通知書の様式)

第11 部局長は、規則第34条第6項の規定により通知するときは、一般競争(指名競争)参加資格認定通知書(様式特3(イ)及び(ロ))により行うものとする。

(変更等の届出)

第12 部局長は、申請者又は第6第2号の規定により、一般競争参加資格があると認定した者(以下「有資格業者」という。)が、次の各号の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に、すみやかに、その旨を届出させるものとする。

- 一 死亡したときは、その相続人
- 二 法人が合併により消滅したときは、その役員であった者
- 三 法人が破産により解散したときは、破産管財人
- 四 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人
- 五 廃業したときは、本人又は役員

2 部局長は、有資格業者に第11の通知をした後において次の各号に掲げる事項について変更があった場合においては、速やかに、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届(様式8)によりその旨を届け出させるものとする。

- 一 住所、電話番号又はファクシミリ番号(営業所の新設又は廃止の場合を含む。)
- 二 商号又は名称
- 三 法人である場合においては代表者の役職及び氏名、個人である場合においてはその者の氏名
- 四 本社(本店)以外の営業所(一般社団法人及び一般財団法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。)の名称、所在地、電話番号又はファクシミリ番号

- 五 資格審査申請書に記載した登録を受けている事業
- 六 業務に係る登録の有無及び希望業務
- 七 資本関係に関する事項又は役員の兼任に関する事項

3 前2項の規定による届出は、申請者又は有資格業者の本社（本店）の所在地を受付担当部局とする部局長に対して行わせるものとする。

4 部局長は、前項の届出があったときは、その内容を当該部局所属の支出負担行為担当官等に通知するものとする。

（一般競争参加資格の認定の取消し等）

第13 部局長は、有資格業者から第12第1項の届出があったときは、審査会の予備審査を経ないで直ちに、第2第一号イからホまでの一に該当することとなったとき、又は不正の手段により一般競争参加資格の認定を受けたときは、遅滞なく審査会の予備審査を経て、それぞれ一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。

2 部局長は、前項の規定により一般競争参加資格の認定を取り消したときは、一般競争（指名競争）参加資格認定取消通知書（様式特4）により当該有資格業者又は第12第1項各号に掲げる者にその旨を通知するとともに、第9の有資格業者名簿から当該有資格業者に係る記載事項を抹消すべき旨を当該部局所属の支出負担行為担当官等及び国土交通省大臣官房会計課長に通知するものとする。

（指名競争参加資格）

第14 部局長は、規程第36条第1項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格を定めるときは、一般競争参加資格と同一に定めるものとする。

（指名基準）

第15 部局長は、規則第36条第1項の規定により指名競争に参加する者を指名する場合の基準を定めるときは、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 支出負担行為担当官等は、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務を指名競争に付そうとするときは、当該業務の予定価格等を勘案して指名しなければならない。
- 二 支出負担行為担当官等は、指名競争に参加する者を指名しようとするときは、次のイからトまでに掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏しないようにしなければならない。
 - イ 不誠実な行為の有無
 - ロ 審査基準日以降における経営状況
 - ハ 審査基準日以降における業務成績
 - ニ 手持業務の状況
 - ホ 当該業務における技術的適性
 - ヘ 審査基準日以降における安全管理の状況
 - ト 審査基準日以降における労働福祉の状況

（契約状況の報告）

第16 部局長は、当該部局所属の支出負担行為担当官等が前会計年度に締結した測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の請負契約の状況について、毎年5月31日までに国土交通省大臣官房会計課長に報告しなければならない。

附 則

(適用)

- 1 この要領は、昭和46年度以後に締結する測量及び建設コンサルタント業務の請負契約に係る請負業者の選定等に関する事務処理について適用する。

(新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格審査の特例)

- 2 申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。以下この項において同じ。）の適用を受けたため、第4第2項第七号に掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を資格審査申請書に添付させるものとする。

附 則（令和2年10月1日付け国会公契第13号）

(適用)

- 1 この通知による改正後の建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の請負契約を令和3年4月1日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

(経過措置)

- 2 この通知の適用の際現に改正前の建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領別表1に規定する業種区分毎の有資格者の要件に該当する者は、それぞれ、改正後の建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領別表1に規定する業種区分毎の有資格者の要件に該当するものとみなす。

[沿 革]

1	昭和50年11月28日	一部改正	13	平成15年	3月31日	一部改正	
2	昭和51年12月	1日	一部改正	14	平成17年	3月30日	一部改正
3	昭和53年11月10日	一部改正	15	平成19年	3月29日	一部改正	
4	昭和55年10月28日	一部改正	16	平成21年	3月27日	一部改正	
5	昭和61年11月28日	一部改正	17	平成23年	3月31日	一部改正	
6	昭和63年12月	2日	一部改正	18	平成25年	3月25日	一部改正
7	平成6年11月14日	一部改正	19	平成27年	3月31日	一部改正	
8	平成8年	1月	1日	一部改正	20	平成28年11月24日	一部改正
9	平成8年12月	2日	一部改正	21	平成30年10月	1日	一部改正
10	平成10年	9月25日	一部改正	22	令和2年	5月29日	一部改正
11	平成10年11月30日	一部改正	23	令和2年10月	1日	一部改正	
12	平成12年12月27日	一部改正					

別表 1

業種区分	有資格者
測量	測量法(昭和24年法律第188号)による測量士又は測量士補の登録を受けている者
建築関係建設 コンサルタント 業務	建築士法(昭和25年法律第202号)による構造設計1級建築士証の交付を受けている者、設備設計1級建築士証の交付を受けている者、1級建築士の免許を受けている者(構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者を除く)、又は2級建築士の免許を受けている者、建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の18の建築設備士である者及び公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験(建築積算資格者試験)に合格し、登録を受けている者
土木関係建設 コンサルタント 業務	技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を機械設計、流体機器又は機構ダイナミクス・制御とするものに限る。)、電気電子部門、建設部門、農業部門(選択科目を農業農村工学とするものに限る。)、森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る。)、水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る。)、情報工学部門若しくは応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)に合格、又は総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目(電気電子部門、建設部門及び情報工学部門にあつてはそれぞれいずれかの選択科目)とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者、アジア太平洋経済協力(APEC)が取りまとめた「APECエンジニア・マニュアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモニタリング委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者、建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法(平成4年法律第51号)による計量士(環境計量士(濃度関係)及び環境計量士(騒音・振動関係)に限る。)の登録を受けている者、電気事業法(昭和39年法律第170号)による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者
地質調査業務	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を土質及び基礎とするものに限る。)若しくは応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)とするものに合格、又は総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者及び一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
補償関係建設 コンサルタント 業務	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法(昭和25年法律第197号)による司法書士の登録を受けている者、及び一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

別表 2

申請者の本社（本店）の所在地	受付担当部局
北海道並びに青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島 of 各県	東北地方整備局
東京都並びに茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川及び山梨 of 各県	関東地方整備局
新潟、富山、石川及び長野（長野、松本、上田、須坂、小諸、中野、大町、飯山、塩尻、佐久、千曲、東御及び安曇野 of 各市並びに上高井、上水内、北安曇、北佐久、下高井、下水内、小県、埴科、東筑摩及び南佐久 of 各郡の町村に限る。） of 各県	北陸地方整備局
岐阜、静岡、愛知、三重及び長野（岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根及び茅野 of 各市並びに上伊那、木曽、下伊那及び諏訪 of 各郡の町村に限る。） of 各県	中部地方整備局
京都及び大阪 of 各府並びに福井、滋賀、兵庫、奈良及び和歌山 of 各県	近畿地方整備局
鳥取、島根、岡山、広島及び山口 of 各県	中国地方整備局
徳島、香川、愛媛及び高知 of 各県	四国地方整備局
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄 of 各県	九州地方整備局

様式 1

01 業 種
2: 建築

※ 02 受付番号

※ 03 業 者 コー ド

※ 申請者
04 の規模

05 適格組
合証明 第

平成・令和 年 月 日
号

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)

令和 年度において、貴 社で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日 殿

06 本社(店)郵便番号

フリガナ

08 本社(店)住所

フリガナ

09 商号又は名称

10 役職

フリガナ

代表者氏名

12 本社(店)電話番号

14 本社(店)FAX番号

16 メールアドレス

(17 代理申請時使用欄)
17 申請代理人 申請代理人郵便番号

申請代理人住 所

申請代理人氏 名

07 法人番号

フリガナ

11 担当者氏名

13 担当者電話番号

(内線番号)

15 電子入札用ICカードの登録番号

18 登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測 量 業 者	号	年 月 日	建 築 士 事 務 所	号	年 月 日	建 設 コンサルタント	号	年 月 日
地 質 調 査 業 者	号	年 月 日	補 償 コンサルタント	号	年 月 日	不 動 産 鑑 定 業 者	号	年 月 日
土 地 家 屋 調 査 士	号	年 月 日	司 法 書 士	号	年 月 日	計 量 証 明 事 業 者	号	年 月 日
	号	年 月 日		号	年 月 日		号	年 月 日

19 設立年月日(和暦)

明治 大正 年 月 日
昭和 平成
令和

20 みなし大企業

☐ 下記のいずれかに該当する ☐ 該当しない

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同)。

[illegible][illegible][illegible]

※受付番号

建設コンサルタント業務																				補償コンサルタント業務								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
港湾、河川、空港、防波堤、防波堤、防波堤	港湾及び	電力土木	道路	鉄道	上下水道、工業用水及び	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び	地質	基礎	土質及び	鋼構架及び	トンネル	建設環境	機械	電気電子	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償、特殊補償	事業損失	賠償関連	総合補償

24 自己資本額	区 分	直 前 決 算 時 (千円)							
	① (うち外国資本) 株 主 資 本								
	② 評 価 ・ 換 算 差 額 等								
	③ 新 株 予 約 権								
	④ 計 (P)								

[illegible]

27 経営比率	① 総資本純利益率 (S/R×100)					(%)
	② 流動比率 (m/n×100)					(%)
	③ 自己資本固定比率 (P/Q×100)					(%)

28 外資狀況	1 外國籍會社 〔國名：_____〕	3 日本國籍會社 〔國名：_____〕 (外資比率：_____%)
	2 日本國籍會社 〔國名：_____〕 (外資比率： 100%)	〔國名：_____〕 (外資比率：_____%)

29 営業年数等	① 創 業	年 月 日			
	② 休 業 期 間 又 は 転 (廃) 業 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
	③ 現 組 織 へ の 変 更	年 月 日			
	④ 営 業 年 数				年

30	常勤職員の数 (人)	① 技術職員	② 事務職員	③ その他の職員	④ 計	⑤ 役職員等

様式 2

※受付番号									
※業者コード									

測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)における会社コード

公共建築設計者情報システム(PUBDIS)における会社コード

_____ (8桁)

□ □ □ □ □ □ □ □ (8桁)

登録部門及び希望業務の確認

[illegible]

記載要領

- 1 「測量業務」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」を希望する方は、測量法第55条の登録がなければ希望することはできません。
- 2 「建築関係建設コンサルタント業務」における「建築一般」を希望する方は、建築士法第23条の登録がなければ希望することはできません。
- 3 「補償関係コンサルタント業務」における「不動産鑑定」を希望する方は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録がなければ希望することはできません。
- 4 植栽設計(建築)、工事監理(電気)及び工事監理(機械)については、自社の設計した事例以外の工事監理業務についても希望する場合、記載してください。

- 1 本表は、申請日現在で作成すること。
- 2 「営業所名称」欄には、常時契約を締結する本店又は支店等営業所の名称を記載すること。
- 3 「所在地」欄には、営業所の所在地と一段から左詰めで記載すること。
- 4 「電話番号・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「－(ハイフン)」で区切ること。
- 5 「営業区域」欄には、その営業所が営業する区域について、該当するコードを記載すること。

- 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること
- 2 契約中の案件がある場合には、上記2の欄に契約部局、契約番号、及び契約件名を添付書類と併せて記載してください。
- 3 「本店住所」、「商号又は名称」、「本店代表者の氏名」を変更する場合には、フリガナを付すること。

別表

商号又は名称: _____

[illegible]

様式 特 2

乘 種 區 分

[illegible]

様式特3 (イ)

一般競争(指名競争)参加資格認定通知書		記	
業	種	区	分

郵便番号

住所

商号又は名称 殿

業者コード 受付番号

令和 年 月 日

部局長

さきに審査申請のあった標記の資格について、右記のとおり資格があると認定(港湾空港関係を除きます。)しましたので、通知します。
なお、この通知書受領後に一般競争(指名競争)参加資格申請書(測量・建設コンサルタント等)の記載事項若しくは営業所の変更があった場合又は合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出て下さい。

※情報公開法に基づく開示請求があったときは、提出された申請書類(変更届を含む)は開示の対象となります。(法人、団体及び個人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除く。)

有効期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

様式特3 (ロ)

(表)	縦 14.8センチメートル 横 10センチメートル	(裏)								
郵便はがき 住所 商号又は名称 代表者 殿 年 月 日 住所 郵局長名 印 受付番号		一般競争(指名競争)参加資格認定通知書 さきに審査申請のあった標記の資格について、次の業種区分については資格がないと認定したので、通知します。 <table><thead><tr><th>業種区分</th><th>業種区分</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>	業種区分	業種区分						
業種区分	業種区分									

様式 特4

一般競争(指名競争)参加資格認定取消通知書		記					
郵便番号		<table><thead><tr><th>業 種 区 分</th></tr></thead><tbody><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></tbody></table>	業 種 区 分				
業 種 区 分							
住 所							
商号又は名称							
	殿						
業者コード	受付番号						
令和 年 月 日							
	部 局 長						
		先に令和 年 月 日付けをもって一般競争(指名競争)参加資格がある旨通知したが、上記の資格については、その認定を取り消したので、通知します。					

(別添)

▼操作	02. 受付番号 03. 業者コード 04. 申請者の規模 05. 資格組合証明 第 / 第									
読み込み	TRCRISコード PUBDISコード									
保存	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等） 令和3・4年度において、貴機関で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。									
データチェック	申請日 受付表返信先電子メールアドレス									
データチェック結果	06-08 本社（店）住所・郵便番号 〒 - 郵便番号から住所を検索（F）郵便番号が分からない場合はこちら カナ 住所 登記簿上住所									
データクリア	07 法人番号 法人番号が分からない場合はこちら									
▼お困り	09. カナ 商号又は名称 法人形態									
申請書①	10. 代表者氏名 姓（カナ） 名（カナ） 姓 名 役職									
申請書②	11. 担当者 姓（カナ） 名（カナ） 姓 名									
申請書③	12. 本社（店）電話番号 13. 担当者電話番号 14. 本社（店）FAX番号 15. 電子入札ICカードの登録番号 8000000000 16. 電子メールアドレス									
申請書④	17. 申請代理人（代理申請時） 氏名 〒 - 郵便番号から住所を検索（F）郵便番号が分からない場合はこちら カナ 住所 電話番号									
営業所	19. 設立年月日 / / 第									
▼選定	20. みなし大企業 ○下記のいずれかに該当する ○該当しない ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業 ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者、役員総数の2分の1以上を占める中小企業									
測量支援①										
会計課										
総務課										
測量										
北海道										
地理院										
法務省										
財務省										
文科省										
農林省										
建設省										
国土交通省										
国土地理院・業務課										

▼操作	申請書の																																																										
読み込み	18. 登録を受けている事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録事業名</th> <th>登録番号</th> <th>登録年月日</th> <th>登録事業名</th> <th>登録番号</th> <th>登録年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量業者</td> <td></td> <td>/ / 第</td> <td>建築士事務所</td> <td></td> <td>/ / 第</td> </tr> <tr> <td>建設コンサルタント</td> <td></td> <td>/ / 第</td> <td>地質調査業者</td> <td></td> <td>/ / 第</td> </tr> <tr> <td>補償コンサルタント</td> <td></td> <td>/ / 第</td> <td>不動産鑑定業者</td> <td></td> <td>/ / 第</td> </tr> <tr> <td>土地家屋調査士</td> <td></td> <td>/ / 第</td> <td>司法書士</td> <td></td> <td>/ / 第</td> </tr> <tr> <td>計量証明事業者</td> <td></td> <td>/ / 第</td> <td></td> <td></td> <td>/ / 第</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>/ / 第</td> <td></td> <td></td> <td>/ / 第</td> </tr> </tbody> </table> ※登録番号欄は、登録番号（建口第〇〇〇号、（口）第〇〇〇号、ロ-〇〇〇等）の〇〇〇部分のみ右詰で入力してください。										登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	測量業者		/ / 第	建築士事務所		/ / 第	建設コンサルタント		/ / 第	地質調査業者		/ / 第	補償コンサルタント		/ / 第	不動産鑑定業者		/ / 第	土地家屋調査士		/ / 第	司法書士		/ / 第	計量証明事業者		/ / 第			/ / 第			/ / 第			/ / 第							
登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日																																																						
測量業者		/ / 第	建築士事務所		/ / 第																																																						
建設コンサルタント		/ / 第	地質調査業者		/ / 第																																																						
補償コンサルタント		/ / 第	不動産鑑定業者		/ / 第																																																						
土地家屋調査士		/ / 第	司法書士		/ / 第																																																						
計量証明事業者		/ / 第			/ / 第																																																						
		/ / 第			/ / 第																																																						
保存	計量証明事業（中・西日本高速道路株式会社、首都高速株式会社、阪神高速道路株式会社） <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録事業名</th> <th>登録番号</th> <th>登録年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>濃度（人気）</td> <td></td> <td>/ / 第</td> </tr> <tr> <td>濃度（水士理）</td> <td></td> <td>/ / 第</td> </tr> <tr> <td>音圧レベル</td> <td></td> <td>/ / 第</td> </tr> <tr> <td>振動加速度</td> <td></td> <td>/ / 第</td> </tr> <tr> <td>特定濃度</td> <td></td> <td>/ / 第</td> </tr> </tbody> </table>										登録事業名	登録番号	登録年月日	濃度（人気）		/ / 第	濃度（水士理）		/ / 第	音圧レベル		/ / 第	振動加速度		/ / 第	特定濃度		/ / 第																															
登録事業名	登録番号	登録年月日																																																									
濃度（人気）		/ / 第																																																									
濃度（水士理）		/ / 第																																																									
音圧レベル		/ / 第																																																									
振動加速度		/ / 第																																																									
特定濃度		/ / 第																																																									
データチェック	23. 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="10">建設コンサルタント業務</th> <th colspan="10">補償コンサルタント業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川</td> <td>港湾及び空港</td> <td>電力土木</td> <td>道路</td> <td>鉄道</td> <td>下水道及び工業用水道</td> <td>農業土木</td> <td>森林土木</td> <td>水産土木</td> <td>産業物</td> <td>造園</td> <td>都市計画及び地盤計画</td> <td>地質</td> <td>土質及び基礎</td> <td>鋼構造及びコンクリート</td> <td>トンネル</td> <td>施工計画</td> <td>施工管理及び積算</td> <td>建設環境</td> <td>橋樑</td> <td>電気電子</td> <td>土地評価</td> <td>土地評価</td> <td>物件</td> <td>機械工作物</td> <td>営業補償・特殊補償</td> <td>事業損失</td> <td>補償関連</td> <td>総合補償</td> </tr> </tbody> </table>										建設コンサルタント業務										補償コンサルタント業務										河川	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	下水道及び工業用水道	農業土木	森林土木	水産土木	産業物	造園	都市計画及び地盤計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トンネル	施工計画	施工管理及び積算	建設環境	橋樑	電気電子	土地評価	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償
建設コンサルタント業務										補償コンサルタント業務																																																	
河川	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	下水道及び工業用水道	農業土木	森林土木	水産土木	産業物	造園	都市計画及び地盤計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トンネル	施工計画	施工管理及び積算	建設環境	橋樑	電気電子	土地評価	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償																															
データチェック結果																																																											
データクリア																																																											
▼お困り																																																											
申請書①																																																											
申請書②																																																											
申請書③																																																											
申請書④																																																											
営業所																																																											
▼選定																																																											
測量支援①																																																											
会計課																																																											
総務課																																																											
測量																																																											
北海道																																																											
地理院																																																											
法務省																																																											
財務省																																																											
文科省																																																											
農林省																																																											
建設省																																																											
国土交通省																																																											
国土地理院・業務課																																																											

▼ 操作

読み込み

保存

データチェック

プリントアウト結果

データクリア

▼ 必須

申請書①

申請書②

申請書③

申請書④

営業所

▼ 選択

調査実施地区①

会計課

監理員

選送

北海道

旭川院

法務部

財務部

文科部

庶務部

農政課

社務部

経産部

環境部

農産部

農林部

内閣府

法務部

農林部

中目部

西目部

監理

監理

本部

光栄部

警務部

下水道

建設

申請書⑤

24. 自己資本額

25. 損益計算書

26. 貸借対照表

27. 経営比率

28. 外資状況

29. 営業年数等

30. 常勤職員の数(人)

区分

① うち外国資本

株主資本

② 評価・換算率等

③ 新株予約権

④ 計 (P)

直前決算時 (千円)

0

0

0

0

0

④計を直接入力する

※個人の場合「④計 (P)」欄に、純資産合計 (期首資本金+事業主利益+事業主借勘定-事業主貸勘定) の額を直接入力してください。

25. 損益計算書

税引前当期利益 (千円) (S)

① 流動資産 (千円) (m)

② 流動負債 (千円) (n)

③ 固定資産 (千円) (O)

④ 総資本額 (千円) (R)

0

0

0

0

27. 経営比率

① 総資本純利益率 (S/R x 100)

② 流動比率 (m/n x 100)

③ 自己資本固定比率 (P/O x 100)

0.0

0.0

0.0

28. 外資状況

1 外国籍会社

2 日本国籍会社 (外資比率100%)

3 日本国籍会社

外資無し(日本資本金社) ▼

国名:

国名:

国名:

外資比率: 0.0 %

国名:

外資比率: 0.0 %

29. 営業年数等

① 創業

② 休業期間又は転 (廃) 業の期間

③ 現組織への変更

④ 審査基準日 (※)

⑤ 営業年数

/ / 年

/ / 年 から

/ / 年 まで

/ / 年

/ / 年

0 年

※創業: 設立年月日と異なる場合は説明資料の提出が必要です。

※審査基準日: 資格審査申請日の直前の営業年度の終了日 (提出された財務諸表等の決算日)

30. 常勤職員の数(人)

① 役員職員

② 事務職員

③ その他の職員

④ 計

⑤ うち役員等

0

0

0

0

0

▼ 操作	22 有資格者数(人)		申請書の		有資格者の入力・編集	
	資格名	人数	技術士等資格	20部門人数	総監人数	
読み込み	保佐	0	機械部門	機械設計	0	0
	データチェック	0	機械部門	材料力学	0	0
データチェック結果	構造設計・総監者	0	機械部門	機械力学・制御	0	0
	設備設計・総監者	0	機械部門	電気・電子工学	0	0
データクリア	建設種審査資格者(建設設備士)	0	機械部門	熱学・熱力学	0	0
	建設種審査資格者(建設監査士)	0	機械部門	流体力学	0	0
▼ 必須	電気・電子工学	0	機械部門	加工・材料・機械及び生産機械	0	0
	環境工学士	0	機械部門	文庫・物流・情報及び建築設備	0	0
申請書①	その他の(建設)	0	機械部門	ロボット	0	0
	環境工学士(監督・補助)	0	機械部門	情報・精密機器	0	0
申請書②	不燃材料工学士	0	電気・電子工学部門	その他(上記以外)	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気配電	0	0
申請書③	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
申請書④	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
登録済	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
登録済	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
登録済	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
登録済	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
登録済	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
登録済	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
登録済	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
登録済	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
登録済	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
登録済	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
登録済	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
登録済	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
登録済	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
登録済	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
登録済	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
登録済	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
登録済	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
登録済	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
登録済	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
登録済	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
登録済	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0
登録済	不燃材料工学士(補助)	0	電気・電子工学部門	電気応用	0	0

番号	営業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
0	☐ 本社（店）	-		- -	- -

▼必須

申請書①

申請書②

申請書③

申請書④

営業所

▼選択

測量実績書①

会計課

整備課

運搬

北海道

旭川市

紋別市

網走市

富良野市

十勝支庁

釧路市

青森県

岩手県

宮城県

秋田県

山形県

福島県

茨城県

栃木県

群馬県

埼玉県

千葉県

東京都

神奈川県

新潟県

石川県

福井県

山梨県

長野県

岐阜県

静岡県

愛知県

三重県

滋賀県

京都府

大阪府

兵庫県

奈良県

和歌山県

徳島県

香川県

高松市

岡山県

広島県

山口県

福岡県

佐賀県

長崎県

熊本県

大分県

沖縄県

[illegible]

▼ 操作

[読み込み](#)
[保存](#)
[データチェック](#)
[データチェック結果](#)
[データクリア](#)

▼ 必須

申請書①

申請書②

申請書③

申請書④

営業所

▼ 選択

[測量資格①](#)
[会計士](#)
[監理員](#)
[准監](#)
[北海道](#)
[埼玉県](#)
[千葉県](#)
[東京都](#)
[神奈川県](#)
[新潟県](#)
[富山県](#)
[石川県](#)
[福井県](#)
[岐阜県](#)
[静岡県](#)
[愛知県](#)
[三重県](#)
[滋賀県](#)
[京都府](#)
[大阪府](#)
[兵庫県](#)
[奈良県](#)
[和歌山県](#)
[鳥取県](#)
[島根県](#)
[岡山県](#)
[広島県](#)
[山口県](#)
[徳島県](#)
[香川県](#)
[高松市](#)
[愛媛県](#)
[高知県](#)
[福岡県](#)
[佐賀県](#)
[大分県](#)
[熊本県](#)
[鹿児島県](#)
[沖縄県](#)

共通

国土交通省、北海道開発局、国土地理院、内閣府、沖縄総合事務局及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構 異態調査・共通(資本関係・人的関係)

I. 資本関係に関する事項

①親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの。)

所属する組合

法人番号が分からない場合はこちら

②有 無

	法人番号	本店代表電話番号	区分	商号又は名称	代表者	住所	会社	属組
1								
2								
3								
4								

※ 更生会社・再生手続中会社の場合、区分欄をチェックしてください。

※ 個人の場合、商号又は名称欄は「個人」と入力してください。また、法人番号、本店代表電話番号は入力する必要はありません。

②子会社等(会社法第2条第3号の2の規定による子会社)

②有 無

	法人番号	本店代表電話番号	商号又は名称	代表者	住所
1					
2					
3					
4					
5					

II 役員に関する事項

②有 無

取締役区分の詳細はこちら

当社の役員等				兼任先及び兼任先への役職				
	役職	取締役区分	氏名	法人番号	本店代表電話番号	商号又は名称	役職	取締役区分
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								